

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

LAN設備の耐用年数は6年に

Q: LAN設備の耐用年数が通知されたそうですが、何年が適用されるのでしょうか。

A: 電子計算機の6年が適用されます。

【解説】

LAN設備は、同一建物等の限られたエリア内に分散して置かれたパソコンやサーバー、ワークステーションなどをケーブルで接続した企業内ネットワークのことで、各種機器から構成されているため、構成機器ごとに個別に耐用年数を適用しているケースや、構成機器を一体的にとらえ電子計算機の耐用年数を適用しているケースなど、その取扱いは必ずしも統一されていないのが現状でした。

そこで、国税庁はこのほど、LAN設備の耐用年数に関して、構成機器ごとに耐用年数を判定するのは実態にそぐわないとして、パソコン、ケーブルなど設備の構成要素全体を一の減価償却資産とみて、「電子計算機の耐用年数6年」を適用することを全国の国税局に通知しました。

この取扱いは、「平成9年7月1日以後」取得する設備について適用されますが、同日前に取得した設備について個々の構成機器ごとに個別に耐用年数を適用している場合であっても、同日を含む事業年度以後において設備全体に対し一括して6年の耐用年数を適用した場合には、これが認められるとしています。

